

【活動再開準備用】

「新しい生活様式」対応  
住民主体の  
「通いの場」運営ガイド

Ver1.0  
～石川県理学療法士会版～

最終更新日 2020年6月3日

免責事項（よくお読みください）

- ・公益社団法人石川県理学療法士会は、本資料の正確性および完全性を保証することはできません。ご利用は、自己の責任において行ってください。
- ・本「通いの場」運営ガイドを使用した結果、損害や不利益等が発生した場合、公益社団法人石川県理学療法士会は一切の責任を負いません。
- ・本「通いの場」運営ガイドの内容は、予告なく修正される場合があります。

2020年5月

# 目次

目次-----	-1-
【厚労省】新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮して通いの場等の取組を実施するための留意事項について (令和2年5月29日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡)	
「通いの場」の取組を実施するための留意事項 1.基本的な考え方-----	-3-
2.「通いの場」の取組における留意事項-----	-4-
3.市区町村における留意事項-----	-6-
「通いの場」運営ガイドの使い方-----	-8-
「通いの場」活動再開の感染対策について～住民や自治体などができること～-----	-9-
「新しい生活様式」に対応した「通いの場」運営再開について-----	-11-
「通いの場」における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について-----	-13-
「通いの場」の地域ごとの行動基準-----	-14-
「通いの場」の活動（再開）手順-----	-23-
「通いの場」活動（再開）前の検討項目及び内容-----	-26-
第1章 保健管理などに関すること-----	-28-
1.参加者などへの指導-----	-29-
2.基本的な感染症の対策の実施-----	-30-
3.集団感染のリスクへの対応-----	-46-
4.重症化の高い医療的ケアが日常的に必要な参加者等や基礎疾患等のある参加者への対応等（利用停止等の扱い）について-----	-59-
5.運営スタッフの感染症対策-----	-64-
6.海外から帰国した参加者等への対応について-----	-65-
7.心のケアについて-----	-66-
8.感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について-----	-67-
第2章 地域支援事業などに関すること	
1.一斉臨時休止に伴う地域支援事業などの遅れについて-----	-68-
2.「通いの場」などの活動における感染症対策等に関すること-----	-69-
第3章 「通いの場」の実施に関すること	
1.「通いの場」の行事活動などに関すること-----	-71-
2.各活動などに関すること-----	-72-
3.食事会などに関すること-----	-81-
4.清掃活動-----	-85-

# 目次

	5.休憩時間-----	-86-
	6.来所・退所時-----	-87-
	7.運営スタッフの活動に関する事-----	-89-
	8.リハビリテーション専門職の支援活動に関する事-----	-91-
第4章	感染が広がった場合における対応について-----	-93-
	1.市区町村（行政）の衛生主管部局との連携による地域の感染状況の把握-----	-94-
	2.「通いの場」において感染者等が発生した場合の対応について-----	-95-
	3.臨時休止の判断について-----	-98-
第5章	要介護認定者等において特に留意すべき事項について-----	-103-
第6章	「通いの場」活動再開準備手順-----	-106-
	1.衛星用品の準備-----	-107-
	2.安全管理-----	-111-
	3.参加者などへの配慮-----	-115-
	4.関係機関への事前準備-----	-117-
	5.「通いの場」の準備-----	-121-
	6.「通いの場」の集う前-----	-125-
	7.「通いの場」の活動中-----	-134-
	8.「通いの場」の終了後-----	-137-
	新しい生活様式に対応した「通いの場」活動再開ガイド《チェックリスト》-----	-139-
	～住民主体の「通いの場」の活動をされる方へ～「通いの場」感染症対策チェックポイント-----	-140-
	新しい「通いの場」の例-----	-141-
	利用者に寄り添った活動再開の心構え-----	-142-
	「通いの場」案：体操などの健康教室-----	-144-
	【参考】「通いの場」における「3密」回避の工夫例-----	-145-
	【参考】「新しい生活様式」具体的には-----	-146-
	【参考】令和2年5月4日 専門家会議提言「業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点」-----	-149-
	補足-----	-152-
	参考資料-----	-153-

## 「通いの場」の地域ごとの行動基準

### 「新しい生活様式」を踏まえた「通いの場」の行動基準

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い活動	趣味・余暇活動 (自由意思の活動)
レベル3	できるだけ2m程度 (最低1m)	行わない	個人や少人数でのリスクの低い活動で短時間での活動に限定
レベル2	できるだけ2m程度 (最低1m)	リスクの低い活動から徐々に実施	リスクの低い活動から徐々に実施し、運営スタッフ等が活動状況の確認を徹底
レベル1	1mを目安に会場内で最大限の間隔をとること	十分な感染対策を行った上で実施	十分な感染対策を行った上で実施

「レベル3」：生活圏内の状況が、

「特定(警戒)都道府県」に相当する感染状況である地域（累積患者数、感染経路が不明な感染者数の割合、直近1週間の倍加時間などで判断する。特措法第45条に基づく「徹底した行動変容の要請」で新規感染者数を劇的に抑え込む地域。）

## 「通いの場」の地域ごとの行動基準

「レベル2」：生活圏内の状況が、

- ① 「感染拡大注意都道府県」に相当する感染状況である地域（特定(警戒)都道府県の指定基準等を踏まえつつ、その半分程度などの新規報告者等で判断することが考えられる。感染状況をモニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底するとともに、必要に応じ、知事が特措法第24条第9項に基づく協力要請を実施する地域）及び
- ② 「感染観察都道府県」に相当する感染状況である地域のうち、感染経路が不明な感染者が過去に一定程度存在していたことなどにより当面の間注意を要する地域

「レベル1」：生活圏内の状況が、

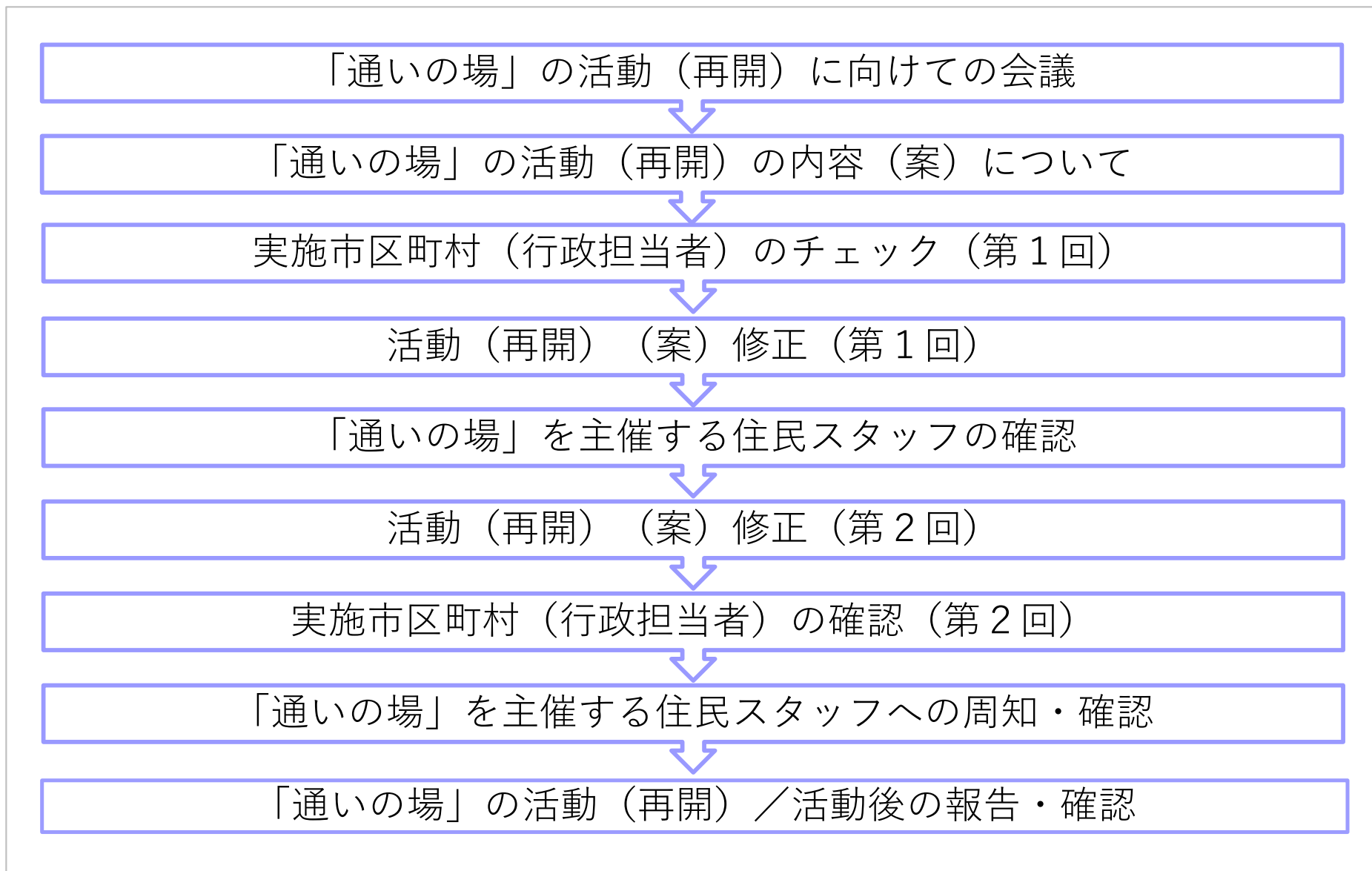
感染観察都道府県に相当する感染状況である地域のうち、レベル2にあたら  
ないもの（新規感染者が一定程度確認されるものの、感染拡大注意都道府県の基準には達していない。引き続き感染状況をモニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底する地域）

※上記のいずれの地域に該当するかは、地域のまん延状況や医療提供体制等の状況を踏まえ、自治体の衛生主管部局と相談の上、判断すること。

※各レベルの地域において、具体的にどのように活動を進めるかについては、第3章に詳述しています。

（参考）新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年5月14日）から抜粋

## 「通いの場」の活動（再開）手順



## 「通いの場」活動（再開）前の検討項目及び内容①

- **感染防止の3つの基本を厳守**し、「新しい生活様式」に沿って拡大防止の「**3つの密**」を回避
- 下記の検討項目（例）や検討内容について、活動再開前に「**厳守すべき必須事項**」と「**望ましこと（努力義務）**」に分け、できるだけ具体的に検討する。

必須事項	努力義務	検討項目（例）	検討内容の例
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	対象者の選定（状態像）	参加者の利用基準に該当するもの 通いの場まで自力で通えるか。認知の有無。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	「通いの場」の活動内容	例：おしゃべり・健康体操・趣味や創作活動・レクリエーション・食事会・送迎
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	「通いの場」の目的・役割	健康寿命の延伸 健康づくり，仲間づくり，生きがいづくり
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	「通いの場」の種類	運動器の機能向上（転倒骨折予防・筋トレ），栄養改善， 口腔機能向上，閉じこもり予防，認知症予防 など
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	対象者への周知及び募集	民生委員や包括スタッフの個別訪問や対面による面談を避け 電話など様々な方法による広報活動
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	「通いの場」の実施環境及び会場	参加者等の人数により身体的距離（ソーシャルディスタンス）が 確保できる会場の確保，他の地域住民の利用の有無 感染予防ができる環境の有無
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	「通いの場」に参加する対象者の構成	参加者等の利用基準を満たし，活動内容により健康寿命の 延伸が図れるもの 生活不活発の危険性の有無など特に問わない

## 「通いの場」活動（再開）前の検討項目及び内容②

- **感染防止の3つの基本を厳守**し、「新しい生活様式」に沿って拡大防止の「**3つの密**」を回避
- 下記の検討項目（例）や検討内容について、活動再開前に「**厳守すべき必須事項**」と「**望ましいこと（努力義務）**」に分け、できるだけ具体的に検討する。

必須事項	努力義務	検討項目（例）	検討内容の例
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	参加する対象者の地域	市区町村全域，日常生活圏域，町内，地区の班内
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	「通いの場」の運営責任者	地域包括支援センター，住民ボランティア，社協 など
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	「通いの場」集う前の注意点	参加者等のセルフケアチェック（検温や自覚症状の有無）
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	「通いの場」活動中の注意点	参加者等の体調管理・緊急時の対応方法 感染防止の3つの基本（身体的距離の確保，マスクの着用，手洗い），3密の回避（頻回な換気） 活動時間の厳守や頻回な休憩
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	「通いの場」終了後の注意点	帰宅後の参加者等のセルフケアチェック（検温や自覚症状の有無）の確認
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	「通いの場」の新しい楽しみ方	少人数で集う，動画やITの活用 再自粛時の過ごし方の提案



## 6. 「通いの場」活動再開準備手順

1. 衛生用品の準備

2. 安全管理

3. 参加者などへの配慮

4. 関係機関への事前調整

5. 「通いの場」の準備

6. 「通いの場」の集う前

7. 「通いの場」の活動中

8. 「通いの場」の終了後

## 6-1. 衛星用品の準備：「通いの場」運営用の準備

液体石けん → 流水での手洗い

アルコール消毒液 → 手指・物の消毒

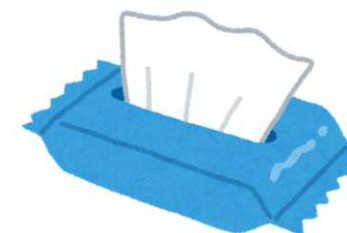
除菌シート → 清掃（環境整備）

次亜塩素酸ナトリウム液（0.05%） → ドアノブ等の清掃

消毒液を入れる容器 → 作った消毒液用（消毒薬の持ち運び）

体温計 → 体調チェック（健康管理）

ペーパータオル → 清掃，手拭き



ポイント

準備に時間を要する衛生用品には注意

担当者：

準備完了予定日：

## 6-1. 衛生用品の準備：「通いの場」運営スタッフ用の準備

使い捨て手袋

マスク

足踏み式ごみ箱／蓋付き

ゴミ袋

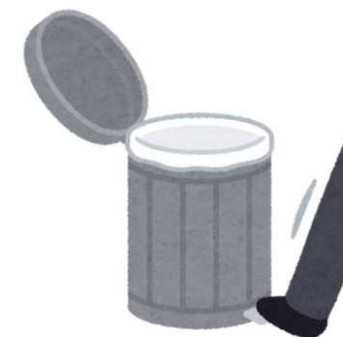
フェイスシールドやゴーグル  
(無ければ、眼鏡などで代用も考慮) → 目の粘膜保護

長袖ガウン・ビニールエプロン → 感染予防

感染予防



衛生用品の廃棄



食事を  
提供する場合



**ポイント**

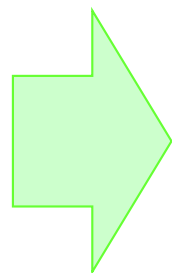
運営スタッフの感染予防のため個人任せにしない

担当者：

準備完了予定日：

## 6-2. 安全管理：「通いの場」運営スタッフへの説明

- 感染予防策・衛生用品の説明
- 手袋・マスクの装着方法
- 手袋・マスクの脱衣方法
- 飛沫・接触など  
感染経路別リスク・予防策の説明



統一した指針の確立



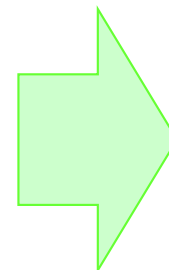
運営スタッフや参加者（住民）等を守るため、可能であれば保健師や医療機関のICT（感染対策チーム）スタッフなどから事前に指導を受けましょう。

担当者：

説明完了予定日：

## 6-2. 安全管理：「通いの場」運営スタッフの体調管理体制

- 運営スタッフの体調管理方法・対応ルール
- 「通いの場」活動後のルール



安全な運営環境の確立



発熱  
咳  
倦怠感  
息苦しさ など



**ポイント**

運営スタッフの健康管理について配慮した支援体制にする。

担当者：

体制完了予定日：

## 6-3. 参加者などへの配慮：配慮が必要な方への準備

- 参加者（住民）等に配慮した啓発用の掲示→多様で細やかな配慮
- 参加者（住民）等への情報提供→確実に届く情報提供
- 様々な配慮ができるような資源（人，介助用品，衛生用品など）の確保  
→生活への支援
- 要配慮者として高齢者世帯，独居者への対応→連絡先の情報



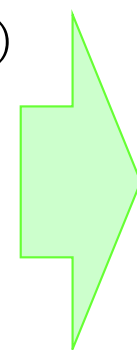
**ポイント** 高齢者や障害者など，多様な参加者等に対し，適切に配慮ができる準備をする

担当者：

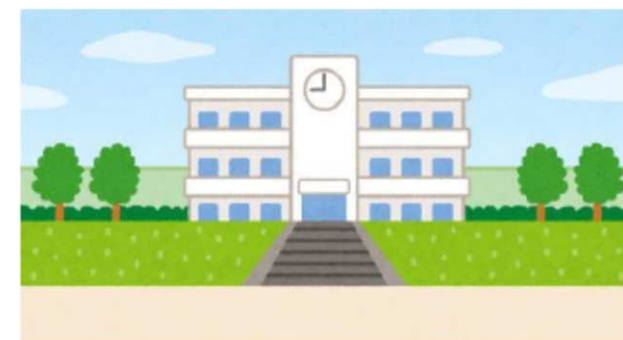
準備完了予定日：

## 6-4. 関係機関への事前準備：「通いの場」施設管理者との調整

- ☑ 活動再開手順の確認  
(場所・活動時間の制限や短縮・参加者等の人数制限)
- ☑ 役割分担
- ☑ 感染者発生時のゾーニングの設定 (施設ごと)
- ☑ 利用ルールの確認
- ☑ 使用する施設 (部屋) の確保 → 密室・密集・密閉を防ぐ
- ☑ 活動終了後の施設 (部屋) の消毒 → 平時施設利用への  
安全な現状復帰



従来の活動との違いの確認



**ポイント** 今までの「通いの場」の利用とは異なることを共有する

担当者：

準備完了予定日：

## 6-4. 関係機関への事前準備：「通いの場」施設管理者との調整

- 活動再開利用の可否の事前確認→現状の把握
- 衛生用品と対応スタッフ（ボランティアなど）の調達方法→支援の準備
- 新たな「通いの場」の確保→「通いの場」としての施設（会場）の確保

**ポイント** 公的施設に限定せず，民間施設などで利用可能かを確認しサポートする

担当者：

準備完了予定日：



## 6-5. 「通いの場」の準備：参加者などへの配慮

連絡担当者の確認

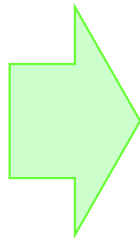
利用可能な「通いの場」の確保

利用時は衛生用品の持参を周知→感染症予防

参加者間が離れて（社会的距離）利用することを伝える→感染症予防

活動再開に対し、参加することを恐れないことを周知→生命の保護

通常の感染予防対策（通常の携帯品）の周知→「通いの場」運営の負担軽減



自宅から「通いの場」までの安全確保

ポイント

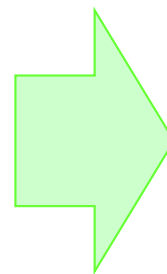
特に会場ごとで衛生用品を十分に準備できないことを周知すること

担当者：

準備完了予定日：

## 6-5. 「通いの場」の準備：濃厚接触者の陰性者への配慮

- ☑ 「通いの場」に関する責任の所在
- ☑ 「通いの場」利用手順（指示，設備）の確認
- ☑ 「通いの場」への誘導の確保



自宅以外から「通いの場」までの安全確保

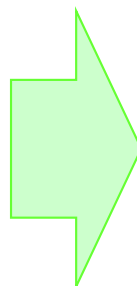


**ポイント** 他の参加者等とは、同じ対応はできないため、事前に責任・手順を共有しておく

担当者：

準備完了予定日：

## 6-6. 「通いの場」の集う前：「通いの場」運営ルール決定

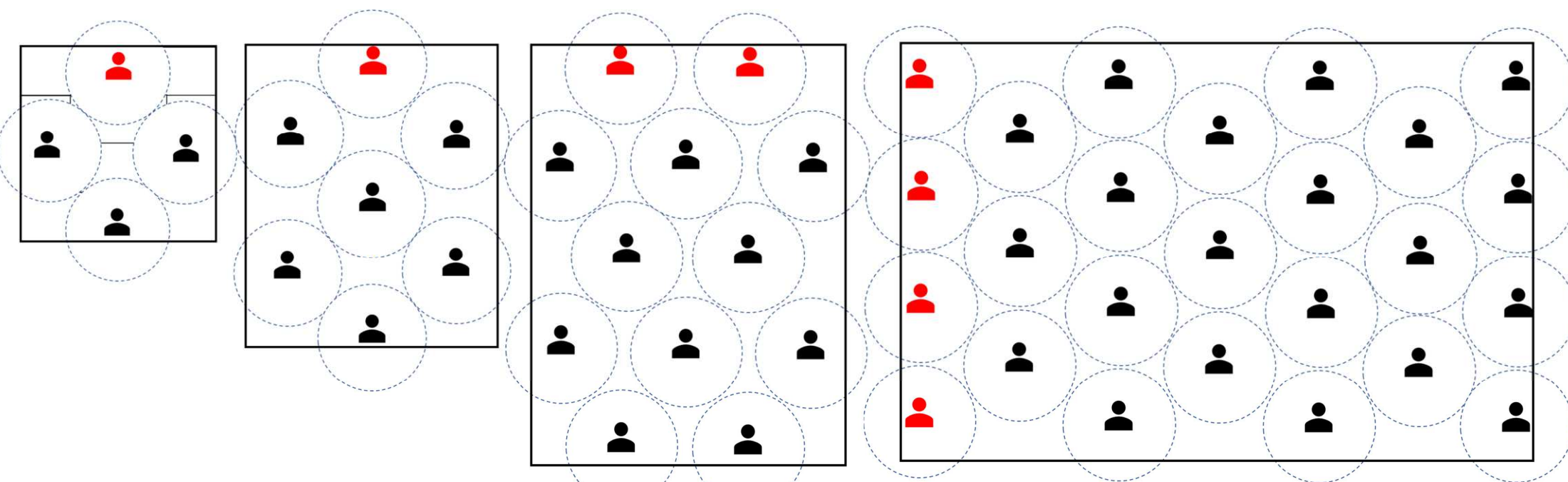
- 「通いの場」の室内のレイアウト検討
  - 参加者等名簿の準備（後で連絡がとれるよう）
  - 手洗い，咳エチケットなど感染防止の基本を会場で掲示
  - 会場の掃除・消毒に関するルールの設定➡濃厚接触者の後追い
  - 会場入り口（受付）から会場（部屋）までの対応➡衛生ルールの確立
  - 体調不良者が出た場合の対処方法などの検討➡衛生環境の配慮
-  空間利用の改良

**ポイント** 参加者等の協力が不可欠です。地域にも事前に周知をしておく

担当者：

準備完了予定日：

- ☑ 参加者間のソーシャルディスタンスをとる（2 m以上の間隔をあける）
- ☑ 今までと同様の参加人数が利用できるか検討し、「通いの場」の会場の広さに応じた参加者等とする
- ☑ 会場のこまめな換気の徹底（可能であれば2方向の窓を同時に開けること）



8畳間  
レベル3：4人  
レベル2：5人

30㎡ (15人)  
レベル3：7人  
レベル2：9人

50㎡ (30人)  
レベル3：12人  
レベル2：17人

96㎡ (60人)  
レベル3：25人  
レベル2：31人



感染拡大防止のため、配慮が必要

## 6-6. 「通いの場」の集う前：体調不良者への対応

- ☑ 感染症を疑う有症状者への対応 → 感染波及の予防
- ☑ 隔離できる部屋の準備など → 統一した指針の確立
- ☑ 緊急時の相談担当者の設置 → 安心の提供
- ☑ 帰国者・接触者相談センター（コールセンター）の案内 → 情報の提供



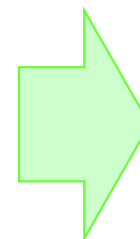
**ポイント** 感染拡大防止のため、配慮が必要

担当者：

準備完了予定日：

## 6-7. 「通いの場」の活動中：会場の環境整備と維持

- ☑ 活動中の参加者等のソーシャルディスタンスが順守され、活動のしやすさの検討
- ☑ 参加者等の状態像に合わせた「通いの場」の会場スペースの検討
- ☑ 手洗い場やトイレなど共同スペースの衛生環境



飛沫・接触感染の防止

- ☑ 食事やお茶などを提供する場合、衛生に配慮した管理と配布方法の検討

- ☑ 会場で使用する設備（椅子やテーブルなど）

- ☑ ゴミの後始末



- ☑ 体調不良者などの対応



「通いの場」での感染拡大や転倒など起こらないように、運営スタッフと一緒に、衛生環境を維持するルール作成や環境整備を行う

担当者：

準備完了予定日：

## 6-8. 「通いの場」の終了後

- 「通いの場」の会場の環境整備の消毒→現状復帰
- 参加者等の体調確認



**ポイント** 共有スペースを借用している場合など、「通いの場」の施設管理者とよく話  
あうこと

担当者：

準備完了予定日：

## 新しい生活様式に対応した「通いの場」活動再開ガイド 《チェックリスト》

- 参加者等及び運営スタッフの毎回の検温，風邪症状の有無等の確認を行う準備ができていますか？
- 手洗いや咳エチケットの指導を行いましたか？
- 3つの条件（換気の悪い密閉空間，人の密集，近距離での会話や発声）が同時に重なる場を避けるため，①換気の徹底②近距離での会話や発声等の際にマスクの使用等を行うことを運営スタッフの間で確認しましたか？
- 休止に伴う2次的な健康被害などに関する対応策について検討しましたか？
- 一度に多くの参加者等が集まる「通いの場」などの実施方法を工夫しましたか？
- 狭い会場での「通いの場」の実施にあたり，実施内容を工夫した上で，感染防止のための対応を行いましたか？
- 飲食を伴う食事会の実施にあたり，感染防止のための工夫を行いましたか？
- 他の利用者も使用する施設で会場等の活用について検討しましたか？
- かかりつけ医等と連携した健康管理体制を整え，清掃などにより環境衛生を良好に保っていますか？
- 抵抗力を高めることが重要であることの指導を行いましたか？